

裁 決 書

審査請求人

審査請求人代理人

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が令和元年7月19日に提起した処分庁による生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護廃止決定処分取消請求事件（令和元年健康第2号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 平成31年2月8日付で、処分庁は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）に対する生活保護開始を決定した。
- 平成31年2月26日、同年3月28日、同年4月10日、同月16日、処分庁の担当ケースワーカー（以下「担当職員」という。）が請求人宅を訪問したところ、請求人は不在であった。
- 平成31年4月25日、担当職員が、請求人の携帯電話に架電し、請求人は出

なかつたが、同日、請求人から連絡があり、請求人から「4月中旬から知人を頼つて[]に来ており、帰りの交通費も無い。また、自宅は家賃を滞納し、[]ので、[]の家にはもう戻れない。」との發言があつた。担当職員からは、「明日4月26日に6月分の保護費が入金されること」を伝え、「その金で至急帰高し、連休明けに事情報告のために来所するよう」指導したところ、請求人からは「分かりました」と返答があつた。

- 4 連休明けの令和元年5月7日に請求人は来所しなかつた。同月8日に架電したが、請求人は出ず、折り返しの電話はなかつた。同月9日に請求人宅を訪問したが部屋には誰もいなかつた。同月10日に架電したが、請求人は出ず、同日に2度請求人宅を訪問したが、請求人は不在であつた。
- 5 同月15日、処分庁は、請求人との接触を確保するため6月分の生活保護費の支給方法を窓口支給に変更した。
- 6 同月20日、[]の事務員から処分庁に電話があり、同月18日に[]で受診した請求人についての医療券の発行の依頼があつた。処分庁は、請求人について、生活保護の停廃止の決定まではしていないものの、失踪人として扱っている途中であるため、医療扶助の可否については即答できないので明日（同月21日）返答する旨回答した。同日、請求人からも、医療費を扶助して欲しい旨の連絡が処分庁にあつたが、処分庁は、医療扶助の可否については即答できないので明日返答する旨回答した。
- 7 同月21日、処分庁は、請求人の「失踪」を理由として同月11日付けて本件処分を行い、請求人に電話で通知するとともに、同病院に対しても、同月18日の医療券は発行できない旨を伝えた。
- 8 同月22日、請求人は、[]に対して生活保護を申請し、同日付けて保護が開始された。
- 9 同月29日、処分庁は、生活保護廃止決定通知書を請求人あてに送付した。
- 10 請求人は、同年7月18日付けて、本件審査請求を行つた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 処分庁は、請求人に対し、保護廃止に至る経緯と理由など一切説明もなく、また、本人の言い分を聞く機会も与えず、突然、一方的に保護を廃止決定した。そのこと自体が最大の不当であり人権侵害にあたる。

また、本件処分の理由が「失踪」となっているが、請求人は失踪などして

いない。平成31年2月に生活保護が決定し、自分の年金と保護費で生活しようとしたが、[REDACTED]、家賃も滞納してしまうほど経済的困窮があった。そこで請求人は、何とか自立して生活できるものなら生活しようと考えた。生活保護に頼らず生活したいという思いから仕事を見つけて生活保護から脱したいと思い、[REDACTED]で就職活動を行っていた。しかし、年齢的なことや給料のことでのなかなか仕事が見つからなかったため、知人を頼って[REDACTED]まで仕事を探しに行つた。請求人は何とか自立しようと仕事を探し、[REDACTED]と転々として努力していくだけなのに保護廃止を決定するとは、自立意欲を否定し、失踪扱いにして、保護受給に対するルールを守らない者と勝手な解釈で決めつけている。よって本件処分は不当である。

(2) 請求人は、令和元年5月18日を体調を悪くし医療機関を受診した。また、[REDACTED]で保護が認められていることからして、請求人は切れ目なく保護の必要性があった。

同月20日に、[REDACTED]の医療機関から処分庁に問い合わせがあり、処分庁においては、請求人が医療にがかつている事実や、所在が[REDACTED]にあることを知りながら、同月11日に遡って本件処分をしたということが本件審査請求の最初の根拠である。本来、所在が[REDACTED]にあると分かつて医療機関を受診したのであれば、[REDACTED]に保護を移管するべきではないのか。受診後、[REDACTED]から処分庁に保護受給中かどうか問い合わせたときに、第一報では「保護受給中ですが…」と担当職員が答えてている。その後のやりとりで追及していくと、同月11日付で廃止と決まったと報告があった。請求人が[REDACTED]を受診したことを知った後で、同月11日に遡り保護廃止を決定したから誠に遺憾である。よって「失踪」という理由により同月11日付で本件処分により生活保護が廃止されたことは不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 生活保護を受給しているが電話しても訪問しても連絡が取れないケースについて、被保護者の生活状況が分からず、適正な保護決定ができないため、いつまでも保護の継続ができるものではない。

その場合、電話や訪問、あるいは関係者への聞き取りなど、できるだけの調査を行い、「保護を要しない状態」であるか、「福祉事務所管区内に居住地又は現在地が無く、実施責任がない状態」と判明すれば、その状態となつた時から保護を原則停止している。その状態が継続することが確実な場合は廃止している。

また、調査によつても状況が判明しない場合については、保護費を事務所渡しとして本人からの連絡を待つた後、それでも連絡がなければ、福祉事務所

所管区域内に居住地又は現在地を有するという保護要件を満たさないため、保護を停止している。その後、概ね2週間から1ヶ月程度、連絡が取れない状態が継続すれば保護を廃止している。

この取扱いについては、大阪地裁平成16年3月18日判決（平成13年（行ウ）第110号）において、「保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される。」としているほか、東京都福祉保健局の生活保護運用事例集の問2-6においても、「居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。」とし、原則は失踪した日（実施機関が失踪事實を把握した日）の翌日付で廃止（状況によっては停止）としているなど、極めて一般的な解釈、運用である。

(2) 平成31年4月当初からの訪問に対して不在であり、同月25日、架電に対しての折電の「[]にいる」によって、現在地が[]でないことを処分庁は知った。「[]の家には帰れない」とはいうものの、居宅内の状況を把握しておらず、居宅に帰つてくる可能性も完全否定はできないため、来所により、詳細を聴取してから保護の処分を考えようとしており、請求人に翌日（同月26日）の5月分保護費の白座振込を伝え、連休明けの同月7日の来所を要請して了解を得た。

令和元年5月7日に来所がなかったこと、翌日（同月8日）の架電に、折電もなかったことから居住実態が既に無いのではないかとの疑惑が生じ、居宅を訪問することとした。

同月9日、10日にかけての訪問により、通常の生活に要する什器、荷物、家電は、借用と考えられる寝具以外にはほとんどなくなり、部屋に施錠せず、鍵を置いて出でていっていることが判明した。このことは、社会通念からして、この居宅に帰つてくる意思がないものとされる。請求人の言質から判明した家賃滞納と[]もあり、請求人は、居宅、居住地を放棄したものと判断できた。4月25日の電話により現在地が[]でないと併せて考えると、居住地を放棄して県外に現在地があることから、保護の停止が相当であると考えられた。この訪問と並行して請求人からの詳細な説明を求めようと架電したが、応答、折電はなく、保護の停止に向けて準備を進めたとした。

同月20日に[]からの連絡により、同月18日の受診と現在地が[]であることが判明した。この病院からの電話連絡に続けて請求人からの電話で「[]に住んでおらず、帰るつもりはない」との強くはつきりとした意思表示があり、しかも、居住地が放棄され、現在地も不明のため、停止準備中であったことから、福祉事務所内での意見集約を図る必要があり、同月18日の受診の取扱いについては、同病院に翌日回答することとしたものである。

同月21日、診断会議において、上記状況と判断、すなわち、平成31年4月以降、行方不明であり、同月25日の請求人の電話での言質により、現在地はその後ずっと[]辺であり[]にはなかったことが類推できること、約束した令和元年5月7日の来所はなく、電話にも出ず、連絡が取れていなかったこと、同月10日の訪問により、状況からして居宅を放棄していると判断できることと、同月20日の請求人の電話での言質により、[]を帰る意思がないこと、処分庁は十分な調査と接触努力を行っていることから、少なくとも同月10日の居宅状況の確認時からは[]に居住地又は現在地はなかったと判断し、翌日の同月11日付で、失踪を理由として、本件処分により、保護を廃止することとした。

なお、停止ではなく、廃止とした理由は、請求人の「[]を帰るつもりはない」との強い意志を確認し、[]に居住することが今後考案されないとみてある。

第3 理由

- 1 法第24条では、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならない。」、同条第4項で「前項の書面には、決定の理由を書きなければならない。」と規定されている。
- 2 法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と規定されている。
- 3 法第26条では、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。(略)」と規定されている。
- 4 統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査「被保護者調査」の月次調査 第10表において、保護廃止の理由を17種類の選択肢から1つ計上することとされており、4つ目の選択肢に「失走(失踪)」がある。
- 5 以上を踏まえ、本件処分について判断する。

上記4の「被保護者調査」における保護廃止の理由の一つに「失踪」があるものの、当該「失踪」の定義については、法令等による明確な定義付けはなされていないことから、「失踪」とは、一般的な意味として「行方をくらますこと」と解するのが妥当であると考えられる。

確かに、生活保護受給者と連絡が取れない状態が長期間継続する場合は、処分庁が主張するように、「失踪」を理由として保護廃止決定を行わざるを得ない場合もあると考えられる。

本件については、平成31年4月25日に担当職員が請求人と電話で話をした

後の24日間(「[]の休日を定める条例」の休日を除くと10日間)は、処分庁においては請求人と連絡が取れない状態であったが、翌月の5月20日には、処分庁は、請求人と連絡を取ることができたため、処分庁においては、請求人を「失踪」と判断する理由はなくなったと言わざるを得ない。

したがって、請求人の「失踪」を理由として行った本件処分は、理由がなく、違法であり、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日

審査官 香川県知事 浜田 恵造

